

第59回コーデックス連絡協議会 資料一覧

| 資料番号 | 資料名 |
|-------|--|
| 1 | 議事次第 |
| 2 | 委員名簿 |
| 3 | 会場配置図 |
| 4-(1) | 第 37 回 総会 (CAC) 議題 |
| 4-(2) | 第 37 回 総会 (CAC) 概要 |
| 5-(1) | 第 27 回 加工果実・野菜部会 (CCPFV) 議題 |
| 5-(2) | 第 27 回 加工果実・野菜部会 (CCPFV) 概要 |
| 6-(1) | 第 21 回 食品輸出入検査・認証制度部会 (CCFICS) 仮議題〔仮訳〕 |
| 6-(2) | 第 21 回 食品輸出入検査・認証制度部会 (CCFICS) 主な検討議題 |
| 7-(1) | 第 42 回 食品表示部会 (CCFL) 仮議題〔仮訳〕 |
| 7-(2) | 第 42 回 食品表示部会 (CCFL) 主な検討議題 |
| 8-(1) | 第 19 回 アジア地域調整部会 (CCASIA) 仮議題〔仮訳〕 |
| 8-(2) | 第 19 回 アジア地域調整部会 (CCASIA) 主な検討議題 |

第 59 回コーデックス連絡協議会

日時：平成 26 年 10 月 7 日（火）
13:30 ～ 16:30

場所：霞が関中央合同庁舎 4 号館
共用会議室 1219～1221 号室

議 事 次 第

1. 議題

○最近のコーデックス委員会で検討された議題について

- ① 第37回 総会
- ② 第27回 加工果実・野菜部会

○今後の活動について

- ③ 第21回 食品輸出入検査・認証制度部会
- ④ 第42回 食品表示部会
- ⑤ 第19回 アジア地域調整部会

2. その他

コーデックス連絡協議会委員

(敬称略 50音順)

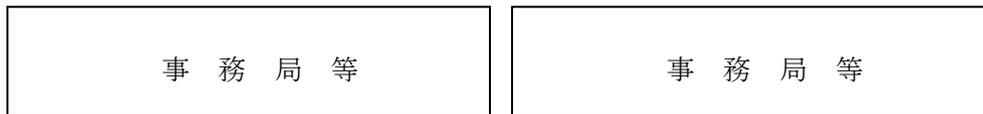
| | | |
|------------|------------|--|
| あまがさ 天笠 | けいすけ 啓祐 | 特定非営利活動法人 日本消費者連盟 共同代表運営委員 |
| いわた 岩田 | しゅうじ 修二 | 特定非営利活動法人 国際生命科学研究機構 事務局次長 |
| おにたけ 鬼武 | かずお 一夫 | 日本生活協同組合連合会 品質保証本部 安全政策推進部 部長 |
| かすみ 春見 | たかふみ 隆文 | 日本大学 生物資源科学部 農芸化学科 教授 |
| かどま 門間 | ひろし 裕 | 一般財団法人 食品産業センター 参与 |
| きくち 菊池 | こうじ 孝治 | JA 全農ミートフーズ株式会社 法務・コンプライアンス本部 品質保証室 室長 |
| すがぬま 菅沼 | おさむ 修 | 国際酪農連盟 日本国内委員会事務局 事務局長 |
| せぐろ 脊黒 | かつや 勝也 | 日本食品添加物協会 常務理事 |
| たかや 高谷 | さとし 幸 | 公益社団法人 日本食品衛生協会 専務理事 |
| たなか 田中 | ひろゆき 弘之 | 東京家政学院大学 現代生活学部 健康栄養学科 教授 |
| とべ 戸部 | よりこ 依子 | 公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会 NACS 消費生活研究所 所長 |
| はすお 蓮尾 | たかこ 隆子 | 家庭栄養研究会 常任顧問 |
| やまね 山根 | かおり 香織 | 主婦連合会 会長 |
| よしいけ 吉池 | のぶお 信男 | 青森県立保健大学 健康科学部 栄養学科 教授 |

第 59 回 コーデックス 連絡協議会 会場配置図

平成 26 年 10 月 7 日 (火) 13:30~16:30

霞ヶ関中央合同庁舎 4 号館 12 階

共用会議室 1219~1221 号室



(厚生労働省) 岡田国際食品室長 ○
(司会)
説明者 ○
(農林水産省) 辻山調査官 ○
(消費者庁) 増田調査官 ○

吉池 委員 ○
山根 委員 ○
脊黒 委員 ○



○ 天笠 委員
○ 岩田 委員
○ 鬼武 委員
○ 蓮尾 委員

○ 菅沼 委員
○ 菊池 委員
○ 門間 委員
○ 春見 委員

報道関係者

傍聴 (60名)

FAO/WHO 合同食品規格計画

第 37 回コーデックス総会

日時 : 2014 年 7 月 14 日 (月) ~7 月 18 日 (金)

場所 : ジュネーブ (スイス)

議題

| | |
|-----|--|
| 1. | 議題の採択 |
| 2. | 第 69 回執行委員会の報告 |
| 3. | 手続きマニュアルの改訂 |
| 4. | ステップ 8 の規格案と関連文書 (ステップ 6, 7 を省略する勧告を付してステップ 5 で提出されたもの及び迅速化手続きのステップ 5 で提出されたものを含む) |
| 5. | ステップ 5 の規格原案と関連文書 |
| 6. | 既存のコーデックス規格と関連文書の廃止 |
| 7. | コーデックス規格と関連文書の修正 |
| 8. | 新規規格・関連文書策定作業及び作業中止の提案 |
| 9. | 部会から総会に付託された事項 |
| 10. | コーデックス委員会の戦略計画 |
| 11. | 財政及び予算に関する事項 |
| 12. | FAO 及び WHO から提起された事項 |
| 13. | コーデックス委員会と他の国際機関との関係 |
| 14. | 議長及び副議長の選出 |
| 15. | コーデックス部会と特別部会の議長を指名する国の指定 |
| 16. | その他の作業 |
| 17. | 報告書の採択 |

FAO/WHO 合同食品規格計画

第 37 回コーデックス総会 概要

1. 日時および開催場所

日時：2014 年 7 月 14 日（月）～7 月 18 日（金）

場所：ジュネーブ（スイス）

2. 参加国及び国際機関

170 加盟国、1 加盟機関（EU）、28 国際政府機関及び非政府機関

3. 我が国からの出席者

| | | |
|-------|-------------------------|-------|
| 農林水産省 | 大臣官房審議官兼消費・安全局 | 池田 一樹 |
| 厚生労働省 | 医薬食品局食品安全部参与 | 吉倉 廣 |
| 厚生労働省 | 医薬食品局食品安全部企画情報課国際食品室長 | 岡田 就将 |
| 厚生労働省 | 医薬食品局食品安全部企画情報課国際食品室長補佐 | 横田 栄一 |
| 厚生労働省 | 医薬食品局食品安全部企画情報課国際食品室 | 鈴木 雅晶 |
| 農林水産省 | 消費・安全局消費・安全政策課調査官 | 辻山 弥生 |
| 農林水産省 | 消費・安全局消費・安全政策課国際基準専門官 | 安宅 倭 |
| 農林水産省 | 消費・安全局消費・安全政策課国際基準専門官 | 坂下 誠 |
| 農林水産省 | 消費・安全局消費・安全政策課 | 高畑 直子 |

4. 概要

議題 1. 議題の採択

議題 9 「手続きマニュアルの規則 V. 第 1 項のためのコーデックス総会議長及び副議長の役割」に関して、議長・副議長選挙を実施する前に議論する必要があるとの意見があり、議論を行う日付の変更の報告あり。その他、特段の修正なく採択された。

議題 2. 第 69 回執行委員会の報告

議長より、第 69 回執行委員会の成果について報告があった。また、議題 1 の採択を受け、執行委員会での議論に基づき、議題 9 「手続きマニュアルの規則 V. 第 1 項のためのコーデックス総会議長及び副議長の役割」について議論を行った。

| 事項 | 概要 | 議論の結果 |
|---|---|--|
| <p>手続きマニュアルの規則 V. 第 1 項のためのコーデックス総会議長及び副議長の役割</p> | <p>手続きマニュアルの規則 V. 第 1 項の議長及び副議長の役割について、第 28 回 CCGP で行われた議論の概要について説明を行うもの。</p> | <p>執行委員会において、WHO の法務顧問から手続きマニュアル「規則 V. 執行委員会」第 1 項 “同一加盟国から二人以上が執行委員会のメンバーにはなれない” という記載について、議長及び副議長は、「国の代表 (delegate)」と見なされるとの見解が示され、総会においてもこの見解が追認された。</p> <p>これを受けて、今回議長・副議長選挙に立候補しているカナダおよび我が国は、「選挙で当選した際には、地域代表国および地域調整国を辞任する」準備がある旨、発言した。</p> |

議題 3. 手続きマニュアルの改訂

〈食品残留動物用医薬品部会 (CCRVDF) 〉

| 事項 | 概要 | 議論の結果 |
|---|--|---------------|
| 追加の動物種及び臓器への MRL の外挿に関するリスクアナリシスポリシー （「CCRVDF が適用するリスクアナリシスの原則」への追加） | 手続きマニュアルの「CCRVDF が適用するリスクアナリシスの原則」に、動物種間の MRL の外挿に関する記述を追加する改訂案。 | 案のとおり最終採択された。 |
| CCRVDF における Concern Form の使用（「CCRVDF により適用されるリスクアナリシスの原則」への追加） | 手続きマニュアルの「CCRVDF が適用するリスクアナリシスの原則」のセクション 3.2（リスク評価結果の検討）に Concern Form に関する記載を追加し、さらに 3.3（Concern Form の使用）のセクションを新設する改訂案。 | 案のとおり最終採択された。 |

〈生鮮果実・野菜部会 (CCFFV) 〉

| 事項 | 概要 | 議論の結果 |
|--------------------|--|---------------|
| 生鮮果実・野菜部会の付託事項の見直し | 生鮮果実・野菜の品質規格を策定している国際連合欧州経済委員会 (UNECE) との作業の重複及び規格のずれを最小化するための協議プロセス (consultative process) を削除し、関連国際機関との協力に関する項目に修正を加える改訂案。 | 案のとおり最終採択された。 |

<一般原則部会 (CCGP) >

| 事項 | 概要 | 議論の結果 |
|--|--|---|
| リスクアナリシスに係る用語の定義（「ハザード特性解析（Hazard Characterization）」及び「リスク推定（Risk Estimate）」に関する定義の一部修正） | 食品衛生部会（CCFH）において、「微生物学的リスク評価の実施に関する原則及びガイドライン（CAC/GL 30-1999）」に記載されているリスクアナリシスに係る用語の定義を修正したことに合わせ、手続きマニュアルの関連部分を修正する改訂案。 | 案のとおり最終採択された。 |
| 一般原則部会の付託事項の修正案 | 一般原則部会の付託事項において、各部会から提案される手続きに関する事項の検討・承認及び手続きマニュアルの修正を総会に提案する記述を追加し、経済的影響を吟味するメカニズムに関する記載などを削除する改訂案。 | WHO の代表から、本修正を行うことにより、CCGP が新規作業を自ら実施できる（self-tasking）部会になってしまう可能性が指摘され、議論の結果、CCGP へ差し戻し、再度議論を行うこととなった。 |
| コーデックス規格及び関連文書の策定のための手続き | 手続きマニュアル「コーデックス規格及び関連文書の策定のための手続き」のパート2クリティカルレビューにある新規作業提案の際に準備することとされているプロジェクト文書に記載すべき事項について、「現在進行中の他の作業」を追記すると共に、クリティカルレビューの内容に「関連する部会間での作業の調整の必要性について助言する」を追加する改訂案。 | 複数の国から部会にて更に議論すべきとの意見が出たため、CCGP に差し戻し、再度議論を行うこととした。 |

〈残留農薬部会（CCPR）〉

| 事項 | 概要 | 議論の結果 |
|-------------------------|---|---|
| CCPRが適用するリスクアナリシスの原則の改訂 | コーデックス戦略計画に従って、「CCPRが適用するリスクアナリシスの原則」の見直しを実施し、約7年間の議論を経て、定期的再評価などについて、所要の改訂を行うもの。 | 改訂された原則について最終採択がなされた。 アルゼンチン、ブラジル、チリ、コロンビア、コスタリカ、エクアドル、パナマ、ウルグアイが留保した。 |

議題4. ステップ8の規格案と関連文書（ステップ6, 7を省略する勧告を付してステップ5で提出されたもの及び迅速化手続きのステップ5で提出されたものを含む）

Part 1 ステップ8、迅速化手続きのステップ5及びステップ5/8の規格案及び関連文書

〈食品残留動物用医薬品部会（CCRVDF）〉

| 事項 | 概要 | 議論の結果 |
|---|--|----------------------------------|
| 人の健康への懸念からJECFAがADI及びMRLを勧告していない動物用医薬品に対するリスク管理に関する勧告 | クロラムフェニコール、マラカイトグリーン、カルバドックス、フラゾリドン、ニトロフラール、クロルプロマジン、スチルベン及びオラキンドックスについて、「各規制当局は食品中の当該成分の残留を防ぐべきである。これは食用動物に当該成分を使用しないことによって達成される。」とのリスク管理に関する勧告を行うもの。 | 案のとおり最終採択された。 アメリカ、ブラジルが留保した。 |
| 一斉分析法の性能特徴に | 「食品生産動物中の動物用医薬品の使用に関連する | 案のとおり最終採択された。 |

| | | |
|---|--|--|
| 関するガイドライン原案 (CAC/GL 71-2009 の附属 文書 C) | 国の規制食品安全保障プログラムの設計及び実施の ためのガイドライン (CAC/GL 71-2009)」の附属文書 C として一斉分析法の性能特徴に関するガイドライン を追加するもの。 | |
|---|--|--|

<食品衛生部会 (CCFH) >

| 事項 | 概要 | 議論の結果 |
|---|--|---|
| 豚肉におけるトリヒナの 管理のためのガイドライ ン原案 | 豚肉中のトリヒナについて、リスクに基づく管理措置 を実施するためのガイドライン原案。 | 第 69 回執行委員会において、FAO/WHO から更なる技 術的助言が出てくることを考慮し、次回の CCFH で関 係部分を再度議論するよう勧告が出されたため、ス テップ 5 で採択された。 |
| 牛肉における無鉤囊虫の 管理のためのガイドライ ン原案 | 牛肉中の無鉤囊虫について、リスクに基づく管理措置 を実施するためのガイドライン原案。 | 案のとおり最終採択された。 |
| スパイス及び乾燥芳香性 ハーブに関する衛生実施 規範の改定原案 | 既存のスパイス及び乾燥芳香性ハーブに関する衛生 実施規範について、食品衛生の一般原則などの関連す る文書を踏まえて、所要の見直しを行う改定原案。 | 案のとおり最終採択された。 |
| 微生物学的リスク評価の 実施に関する原則及びガ イ ド ラ イ ン (CAC/GL 30-1999) に記載されてい るリスクアナリシスに係 る用語の定義 (改訂) | 手続きマニュアルのリスクアナリシス関連用語の定 義に合わせて、微生物学的リスク評価の実施に関する 原則及びガイドラインにおける用語の定義を改訂す るもの。 | 案のとおり最終採択された。 |

〈魚類・水産製品部会 (CCFFP) 〉

| 事項 | 概要 | 議論の結果 |
|---------------------------------|--|---|
| 生及び活二枚貝の規格におけるバイオトキシンの検査法の性能基準案 | 生及び活二枚貝中のバイオトキシンに関する検査法として、麻痺性貝毒については機器分析法による性能基準及び生物学的方法を、オカダ酸、ドウモイ酸及びアザスピロ酸については機器分析法での性能基準を定めるもの。CCFFP から性能基準案の承認を求められた CCMAS において、麻痺性貝毒の生物学的方法について、分析法を具体的に記載し、Type IV とする修正をした上で承認されたことについて、チリからは、CCFFP から CCMAS まで 2 週間しかなく、適切な対応が出来なかった等の理由から、CCMAS による承認の再考を総会の場で求めたい旨の発言が CCGP においてなされ、多くの国がチリの懸念を支持した。 | チリを始めとする南米諸国から、マウスバイオアッセイ法が TypeIV に分類されると、管理や規制目的で使用できない点について懸念が示され、議論の結果、生物学的方法のセクションについては CCMAS に差し戻し、再度議論することで合意した。 |
| 生及び急速冷凍ホタテ貝柱の規格案 | 生及び急速冷凍ホタテ貝柱の品質・表示等を規定した規格案。加水されたホタテについては表示が必要とされている。 なお、CCMAS に助言を求めることとしたサンプリングプランについては、CCMAS において議論した結果、同部会の提案等に基づいて CCFFP で再度検討するよう求めることで合意されている。 | 案のとおり最終採択された。 なお、表示法については食品表示部会 (CCFL) にて承認されるべきとした。 |
| 魚類及び水産製品に関する食品添加物条項案 | 魚類及び水産製品に関する既存の各規格において規定されている食品添加物リストの修正を行うもの。 | 案のとおり最終採択された。 なお、ブラジルからリン酸塩の ML について、自然含 |

| | | |
|--|--|---|
| | | 有のものと添加されたものを区別することができないため、不正確認ができなくなるとして同意できない旨、発言があった。 また、ナイジェリアが留保した。 |
|--|--|---|

<生鮮果実・野菜部会 (CCFFV) >

| 事項 | 概要 | 議論の結果 |
|----------------|----------------------------|--|
| パッションフルーツの規格原案 | パッションフルーツの品質・サイズ等を規定した規格案。 | コロンビアから指摘があった、スペイン語版の修正を加えた上で、最終採択された。 なお、表示法については食品表示部会 (CCFL) にて承認されるべきとした。 |
| ドリアンの規格原案 | ドリアンの品質・等級分け・サイズ等を規定した規格案。 | 案のとおり最終採択された。 なお、表示法については食品表示部会 (CCFL) にて承認されるべきとした。 |
| オクラの規格原案 | オクラの品質・サイズ・統一性等を規定した規格案。 | 案のとおり最終採択された。 なお、表示法については食品表示部会 (CCFL) にて承認されるべきとした。 |

<分析・サンプリング法部会 (CCMAS) >

| 事項 | 概要 | 議論の結果 |
|-----------------------------|--|---|
| コーデックス規格における分析・サンプリング法案及び原案 | 生及び活二枚貝の規格におけるバイオトキシンの分析法クライテリア及び麻痺性貝毒の生物学的又は機能的分析法の承認。乳、乳製品及び栄養・特殊用途食品についての分析法の更新の承認。 | バイオトキシンのについては、CCMAS に差し戻しとなった (CCFFP の項参照)。その他の分析法については、案のとおり採択された。 |

<食品添加物部会（CCFA）>

| 事項 | 概要 | 議論の結果 |
|---|--|----------------------------------|
| 食品添加物の一般規格（GSFA）の食品添加物条項案及び原案 | GSFA の表 3 にある食品添加物を表 3 の付表にある食品分類に使用する場合は、GSFA の表 1、表 2 に記載しなければならない。GSFA 表 3 の付表にある食品分類（乳製品、油脂、果実及び野菜、食肉及び食肉製品、魚類及び水産製品、卵及び卵製品、砂糖類、食塩代替品、乳児用調製乳、飲料等）について、第 46 回 CCFA が合意した食品添加物条項の案及び原案。 GSFA の表 3 に硫酸水素カリウム (INS 515(ii)) を加える改定原案。 | 案のとおり最終採択された。 EU とノルウェーが留保した。 |
| 食品添加物の摂取量のシンプルな評価のためのガイドライン（CAC/GL 3-1989）の改定原案 | 既存のガイドラインについて、FAO/WHO のガイドライン等を参考に見直しを行った改定原案。 | 案のとおり最終採択された。 |
| 食品添加物の国際番号システム（INS）の改定原案 | 食品添加物の国際番号システム（INS）に掲載されている食品添加物の名称及び用途の追加又は変更を行うもの。 | 案のとおり最終採択された。 |
| 食品添加物の同一性及び純度に関する規格原案 | 第 46 回 CCFA で合意された、10 の食品添加物の成分規格原案。 | 案のとおり最終採択された。 EU が留保した。 |
| GSFA の注釈の改定 | GSFA における注釈の修正及びいずれの食品添加物条項とも関連のない注釈の削除。 | 案のとおり最終採択された。 |
| アルミニウムを含有する | 「粉乳及び粉末クリーム の規格」（CODEX STAN | 案のとおり最終採択された。 |

| | | |
|---|--|---|
| 食品添加物の食品添加物条項の改定 | 207-1999)、「食用カゼイン製品の規格」(CODEX STAN 290-1995)及び「脱脂乳及び植物性脂肪の混合粉末の規格」(CODEX STAN 251-2006)におけるアルミノケイ酸ナトリウム (INS 554) 及びケイ酸アルミニウムカルシウム (INS 556) の食品添加物条項の改定。 | なお、オブザーバーであるNHFから、アルミニウムを含有する食品添加物は、食品に使用するべきではないとの見解が示された。 |
| 食肉製品の規格における食品添加物条項の改定 | 「コンビーフの規格」(CODEX STAN 88-1981)、「ランチョンミートの規格」(CODEX STAN 89-1981)、「塩漬し加熱調理されたハムの規格」(CODEX STAN 96-1981)、「塩漬し加熱調理された豚肩肉の規格」(CODEX STAN 97-1981) 及び「塩漬し加熱調理されたひき肉の規格」(CODEX STAN 98-1981) 中の食品添加物条項の改定。 | 案のとおり最終採択された。 |
| GSFAの食品分類08.0「家禽肉を含む食肉及び食肉製品」における食品添加物条項の改定 | 食肉関連の個別食品規格における食品添加物条項と、GSFA の関連条項の整合を図るため、GSFA の食品添加物条項を改定するもの。 | 執行委員会からの勧告を踏まえた修正を加えた上で最終採択された。 キューバが留保した。 |

<食品汚染物質部会 (CCCF) >

| 事項 | 概要 | 議論の結果 |
|---|--|--|
| 乳児用調製乳、乳児用医療用調製乳及びフォローアップミルクにおける鉛の最大基準値原案 | 乳児用調製乳、乳児用医療用調製乳及びフォローアップミルクにおける鉛の最大基準値を 0.01 mg/kg とする原案。 | 案のとおり最終採択された。 EU、エジプト、マレーシア、ノルウェーが留保した。 |

| | | |
|--|---|--|
| 精米中のヒ素の最大基準値原案 | 精米について、無機ヒ素の最大基準値を 0.2 mg/kg として設定するもの。 | 複数の国からヒ素の ML は可能な限り低く設定すべきとの意見が出たが、議論の結果、案のとおり最終採択された。 エジプトとスリランカが留保した。 |
| トウモロコシ及びトウモロコシ製品中のフモニシンの最大基準値原案及び関連するサンプリングプラン | トウモロコシ及びトウモロコシ製品中のフモニシンの最大基準値について、未加工のトウモロコシについては 4000 µg/kg、トウモロコシのフラワー／ミールについては 2000 µg/kg とする原案およびサンプリングプラン。 | 案のとおり最終採択された。 なお、サンプリングプランについては、CCMAS で承認されるものとした。 エジプトとヨルダンが留保した。 |
| ソルガム中のアフラトキシン類及びオクラトキシン A 汚染の防止及び低減に関する付属書原案（穀類のかび毒汚染の防止及び低減に関する実施規範（CAC/RCP 51-2003）） | ソルガム中のアフラトキシン類及びオクラトキシン A の管理に関する事項を、「穀物のかび毒による汚染の防止及び低減に関する実施規範」（CAC/RCP51-2003）の付属書として編入するもの。 | 案のとおり最終採択された。 |
| 食品及び飼料中のピロリジジナルカロイド汚染の防止及び低減のための雑草防除に関する実施規範原案 | ピロリジジナルカロイド類を含む雑草が食品及び飼料に混入することで、ヒト及び家畜の健康に悪影響を及ぼす可能性があるため、雑草管理のための実施規範を作成するもの。 | 案のとおり最終採択された。 |
| 食品及び飼料中の汚染物質及び毒素に関する一般 | 「食品及び飼料中の汚染物質及び毒素に関する一般規格」（GSCTFF）における ML が適用される、食品及び | 案のとおり最終採択された。 |

| | | |
|------------------------------------|---------------------------|--|
| 規格（CODEX STAN 193-1995）のエディトリアルな修正 | 飼料に関する記述を明確化するなどの修正を行うもの。 | |
|------------------------------------|---------------------------|--|

<残留農薬部会（CCPR）>

| 事項 | 概要 | 議論の結果 |
|--|---|--|
| 農薬最大残留基準値（MRL）案及び改訂案 | 第46回CCPRにおいてステップ8で合意された根菜及び塊茎状野菜類のクロチアニジンのMRL案。 | 案のとおり最終採択された。 EUが留保した。 |
| 農薬最大残留基準値（MRL）原案及び改訂原案 | 食品又は飼料中の農薬について、第46回CCPRにおいてステップ5/8で合意された31農薬のMRL原案。 | 案のとおり最終採択された。 EUが留保した。 |
| 食品及び動物用飼料のコーデックス分類における果実群の改定（かんきつ類へのきんかんの編入）に伴う、「かんきつ類」及び「レモンとライム」におけるMRLの修正 | 「かんきつ類」のグループMRL又は「レモンとライム」のサブグループMRLをきんかんに適用しない旨の脚注が記載されている農薬のうち、1農薬（ジメトエート）を除き、計18農薬について脚注を削除するなどの修正を行うもの。 | 複数の国から、「かんきつ類」のMRLをきんかんに適用することに懸念が示されたが、議論の結果案のとおり最終採択された。 |

Part2 総会でステップ8で保留されている規格及び関連文書

〈食品残留動物用医薬品部会 (CCRVDF) 〉

| 事項 | 概要 | 議論の結果 |
|------------------------|--|---|
| 牛ソマトトロピン (BST) の MRL 案 | 乳分泌促進効果のある BST の MRL 案。 第 35 回総会で、JECFA に再評価を依頼した上で、その結果を CCRVDF に送付し、総会に対して勧告を求めることとされた。 | JECFA より示された再評価を次回の CCRVDF で議論した上で、総会にて議論することで合意され、今回の総会では引き続きステップ8に留め置かれた。 |

議題5. ステップ5の規格原案と関連文書

〈栄養・特殊用途食品部会 (CCNFSDU) 〉

| 事項 | 概要 | 議論の結果 |
|--|--|--|
| 必須栄養素の食品への添加に関するコーデックス一般原則 (CAC/GL 9-1987) の改訂原案 | 必須栄養素の食品への添加の目的、方法等の変化を踏まえて、所要の見直しを行うもの。 | 案のとおりステップ5で採択された。ノルウェーおよびチリが、公衆衛生の観点から、CCNFSDU にて再度議論することを求めた。 |

〈魚類・水産製品部会 (CCFFP) 〉

| 事項 | 概要 | 議論の結果 |
|-------------------------|---|-------------------|
| 魚類及び水産製品に関する実施規範原案 (フィッ | 第 31 回部会 (2011 年) でフィッシュソースの規格が作成されたことを踏まえて、魚類及び水産製品の実施 | 案のとおりステップ5で採択された。 |

| | | |
|--------------|-------------------------------|--|
| シュソースのセクション) | 規範の一部としてフィッシュソースの実施規範を作成するもの。 | |
|--------------|-------------------------------|--|

<残留農薬部会 (CCPR) >

| 事項 | 概要 | 議論の結果 |
|----------------------|------------------------------------|-------------------|
| 食品及び飼料のコーデックス分類の改訂原案 | 食品及び飼料のコーデックス分類のうち、豆類(種実)に関する改訂原案。 | 案のとおりステップ5で採択された。 |

議題6 既存のコーデックス規格と関連文書の廃止

<食品添加物部会 (CCFA) >

| 事項 | 概要 | 議論の結果 |
|--------------------|--|----------------|
| GSFAにおける食品添加物条項の廃止 | 食品分類 09.2.5「軟体動物、甲殻類、及び棘皮動物を含む燻製、乾燥、発酵、及び／又は塩蔵された魚類・水産製品」におけるブリリアントブルー (INS 133) の食品添加物条項及び使用実態が確認できなかった7つの食品添加物(酢酸アンモニウム (INS264)、アジピン酸二アンモニウム (INS359)、乳酸アンモニウム (INS328)、塩化コリン及びエステル (INS1001)、二酸化塩素 (INS926)、ギ酸 (INS236)、リンゴ酸水素カリウム (INS351(i)) の条項を廃止するもの。 | 案のとおり廃止が承認された。 |

<食品汚染物質部会 (CCCF) >

| 事項 | 概要 | 議論の結果 |
|---|---|----------------|
| 「食品及び飼料中の汚染物質及び毒素に関する一般規格」(GSCTFF)における乳児用調整乳中の鉛の最大基準値 | 「食品及び飼料中の汚染物質及び毒素に関する一般規格」(GSCTFF)において、乳児用調製乳、乳児用医療用調製乳及びフォローアップミルクにおける鉛の最大基準値を新たに設定することに伴い、現行の鉛の乳児用調製乳の最大基準値を削除するもの。 | 案のとおり廃止が承認された。 |

<残留農薬部会 (CCPR) >

| 事項 | 概要 | 議論の結果 |
|---------------------------------|---|----------------|
| 削除が提案された食品又は飼料中の農薬最大残留基準値 (MRL) | 第 46 回 CCPR において合意された、既存の 14 農薬の MRL の廃止。 | 案のとおり廃止が承認された。 |

議題 7 コーデックス規格と関連文書の修正

| 事項 | 概要 | 議論の結果 |
|--|--|--|
| ココア(カカオ)マス(ココア/チョコレートリカー)及びココアケーキの食品規格の修正(CODEX STAN 141-1983) | ココア(カカオ)マス(ココア/チョコレートリカー)の食品規格について、第 24 回総会で決定したココアケーキの食品規格の修正を反映し、ココアシェルと胚芽の含有量を「1.75%を超えない」と修正を行うもの。 | ココアケーキの規格(CODEX STAN 141-1983)のセクション 3.1 が誤りを含んでいるため、当該セクションを「無アルカリベースで計算して 1.75%を超えない」となるよう修正することで合意した。 |

議題8 新規規格・関連文書策定作業及び作業中止の提案

—新規作業—

〈食品残留動物用医薬品部会（CCRVDV）〉

| 事項 | 概要 | 議論の結果 |
|-----------------------------------|--------------------------------|---|
| JECFAによる評価又は再評価を必要とする動物用医薬品の優先リスト | JECFA に評価を依頼する残留動物用医薬品の優先リスト案。 | 提案のとおり新規作業として承認された。 なお、エトキシキンについては執行委員会の勧告に基づき、優先リストに加えることとした。 |

〈栄養・特殊用途食品部会（CCNFSDU）〉

| 事項 | 概要 | 議論の結果 |
|-------------------------------|--|---------------------|
| 非感染性疾患のリスクに関連するカリウムの栄養参照量の候補値 | 非感染性疾患のリスクに関連するカリウムの栄養参照量を設定するための新規作業提案。 | 提案のとおり新規作業として承認された。 |

〈食品衛生部会（CCFH）〉

| 事項 | 概要 | 議論の結果 |
|--|---|---------------------|
| 牛肉及び豚肉における非チフス性サルモネラ属菌の管理ガイドライン | 牛肉及び豚肉における非チフス性サルモネラ属菌の管理ガイドラインを作成するための新規作業提案。 | 提案のとおり新規作業として承認された。 |
| 食品媒介寄生虫の管理を行うための食品衛生の一般原則の適用に関するガイドライン | 食品媒介寄生虫の管理を行うための食品衛生の一般原則の適用に関するガイドラインを作成するための新規作業提案。 | 提案のとおり新規作業として承認された。 |

＜スパイス・料理用ハーブ部会（CCSCH）＞

| 事項 | 概要 | 議論の結果 |
|---------------|----------------------------|--|
| 黒、白及び緑コショウの規格 | 黒、白及び緑コショウの規格策定に関する新規作業提案。 | 提案のとおり新規作業として承認された。 なお、赤コショウ等の他品種にも範囲を広げて作業を行うよう、CCSCHへ要請することとした。 |
| クミンの規格 | クミンの規格策定に関する新規作業提案。 | 提案のとおり新規作業として承認された。 |
| オレガノの規格 | オレガノの規格策定に関する新規作業提案。 | 提案のとおり新規作業として承認された。 |
| タイムの規格 | タイムの規格策定に関する新規作業提案。 | 提案のとおり新規作業として承認された。 |

＜生鮮果実・野菜部会（CCFFV）＞

| 事項 | 概要 | 議論の結果 |
|---------------------|----------------------------------|--|
| 馬鈴薯（Ware Potato）の規格 | 馬鈴薯（Ware Potato）の規格策定に関する新規作業提案。 | 提案のとおり新規作業として承認された。 |
| ニンニクの規格 | ニンニクの規格策定に関する新規作業提案。 | 脱水ニンニクや粉末ニンニク等、他の製法で加工されたニンニク製品は新規作業の対象外であることを追記した上で、提案のとおり新規作業として承認された。 |
| ナスの規格 | ナスの規格策定に関する新規作業提案。 | 提案のとおり新規作業として承認された。 |
| キウイフルーツの規格 | キウイフルーツの規格策定に関する新規作業提案。 | 提案のとおり新規作業として承認された。 |

＜食品汚染物質部会（CCCF）＞

| 事項 | 概要 | 議論の結果 |
|-------------|-------------------------|---------------------|
| コメ中のヒ素汚染の防止 | コメ中のヒ素汚染の防止及び低減に関する実施規範 | 提案のとおり新規作業として承認された。 |

| | | |
|---|--|---------------------|
| 及び低減に関する実施規範 | を作成するための新規作業提案。 | |
| 穀類中のかび毒汚染の防止及び低減に関する実施規範の改訂 | 「穀類中のかび毒汚染の防止及び低減に関する実施規範」について、新たな科学的知見などを踏まえて、実施規範の改訂を行う新規作業提案。 | 提案のとおり新規作業として承認された。 |
| 直接消費用（ready-to-eat）落花生の総アフラトキシンに関する最大基準値及び関連するサンプリングプラン | 直接消費用落花生の総アフラトキシンに関する最大基準値及び関連するサンプリングプランを策定する新規作業提案。 | 提案のとおり新規作業として承認された。 |
| チョコレート及びカカオ製品中のカドミウムに関する最大基準値 | チョコレート及びカカオ製品中のカドミウムに関する最大基準値を策定する新規作業提案。 | 提案のとおり新規作業として承認された。 |

<残留農薬部会（CCPR）>

| 事項 | 概要 | 議論の結果 |
|-------------------|----------------------------------|---------------------|
| 農薬に関するコーデックス優先リスト | JMPR における農薬の毒性及び残留に関する評価の優先リスト案。 | 提案のとおり新規作業として承認された。 |

<デンマークからの提案>

| 事項 | 概要 | 議論の結果 |
|------------------|-------------------------------|---|
| ホエイパーミエイトパウダーの規格 | ホエイパーミエイトパウダーの規格策定に関する新規作業提案。 | 乳・乳製品部会（CCMMP）を通じて、討議文書を改訂する電子作業部会（議長：デンマーク、共同議長： |

| | | |
|--|--|---------------------------|
| | | ニュージーランド) を立ち上げることが承認された。 |
|--|--|---------------------------|

－作業の停止－

＜食品残留動物用医薬品部会（CCRVDF）＞

| 事項 | 概要 | 議論の結果 |
|--------------------------|--|--------------------|
| アプラマイシンの MRL 原案（牛及び鶏の腎臓） | JECFA での評価に必要な追加データ提出について、関係団体から追加研究が困難との説明があったことから、JECFA の優先リストからアプラマイシンを除外し、MRL 設定作業を中止するもの。 | 提案のとおり作業の中止が承認された。 |

＜食品添加物部会（CCFA）＞

| 事項 | 概要 | 議論の結果 |
|--------------------|--|--------------------|
| GSFA の食品添加物条項案及び原案 | 第 46 回 CCFA において作業の中止が合意された食品添加物条項案及び原案。 | 提案のとおり作業の中止が承認された。 |

＜残留農薬部会（CCPR）＞

| 事項 | 概要 | 議論の結果 |
|---------------------|---|--------------------|
| 農薬最大残留基準値（MRL）案及び原案 | 第 46 回 CCPR において合意された、3 農薬の MRL 案及び原案の作業中止提案。 | 提案のとおり作業の中止が承認された。 |

議題9 部会から総会に付託された事項

＜食品残留動物用医薬品部会（CCRVDF）＞

| 事項 | 概要 | 議論の結果 |
|--------|--|---------------------------------------|
| エトキシキン | 第21回CCRVDFにおいて、フィリピンで飼料添加物(抗酸化剤)として登録されているエトキシキンについて、JECFAの優先リストに掲載することで合意したが、当該飼料添加物を検討する部会としてCCRVDFが適切かどうか総会に助言を求めるもの。 | エトキシキンを優先リストに加え、CCRVDFで検討を行うことが承認された。 |

＜栄養・特殊用途食品部会（CCNFSDU）＞

| 事項 | 概要 | 議論の結果 |
|--------------------|---|--------------------|
| たんぱく質の栄養参照量（NRV-R） | たんぱく質の栄養参照量について、現行のガイドラインの数値を維持することが合意された旨の報告を行うもの。 | 部会における議論の結果が報告された。 |

＜食品衛生部会（CCFH）＞

| 事項 | 概要 | 議論の結果 |
|----------------|--|--------------------|
| CCFHにおける作業プロセス | 「CCFHにおける作業プロセス」を見直し、新規作業提案の検討や作業計画の更新時に適用される規準及び重み付け係数（weighting value）を規定したこと、これらは試験的に用いられる予定であることについて報告を行うもの。 | 部会における議論の結果が報告された。 |

〈生鮮果実・野菜部会（CCFFV）〉

| 事項 | 概要 | 議論の結果 |
|------------------|---|--------------------|
| 食用ブドウ規格の成熟要件の見直し | 食用ブドウのコーデックス規格の成熟要件の見直しについて、現行の規格を維持し、見直しは行わないことで合意した旨、報告を行うもの。 | 部会における議論の結果が報告された。 |

〈食品添加物部会（CCFA）〉

| 事項 | 概要 | 議論の結果 |
|------------------------------|--|--------------------|
| 個別食品規格の食品添加物条項とGSFAの関連条項との整合 | 5つの食肉規格について、GSFAの関連条項との整合のための食品添加物のセクションの見直しの作業を完了したこと、および「ブイヨンおよびコンソメ」、「チョコレートおよびココア製品」等のその他の個別食品規格について整合化を進めるため、優先リスト案の作成を進めることで合意した旨、報告を行うもの。 | 部会における議論の結果が報告された。 |

〈食品汚染物質部会（CCCF）〉

| 事項 | 概要 | 議論の結果 |
|--|---|--------------------|
| 食品及び飼料中の汚染物質及び毒素に関する一般規格（GSCTFF）（CODEX STAN 193-1995）における鉛の最大基準値の見直し | 鉛の最大基準値の改訂を検討していた品目のうち、「熱帯・亜熱帯性果実（果皮も食すもの、果皮は食さないもの）」、「柑橘類」、「仁果類」、「核果類」、「鱗茎類」、「葉菜類」、「塊茎類」および「二次乳製品」については、現行の最大基準値を維持し、見直しを行わないことで合意した旨、報告を行うもの。 | 部会における議論の結果が報告された。 |

<一般原則部会 (CCGP) >

| 事項 | 概要 | 議論の結果 |
|--------------------------|--|--|
| コーデックスと国際獣疫事務局 (OIE) の協調 | コーデックスと国際獣疫事務局 (OIE) 間の協調を促進するためのガイダンスについて、総会に承認を求めるもの。 | 提案されたガイダンスが承認された。 |
| 情報提供を目的とした文書 | 各部会の作業中に作成された、情報提供を目的とした文書 (Information documents) に関するガイダンスについて、すべての部会への送付を求めるもの。 | 提案のとおり、すべての部会へ Information documents に関するガイダンスを送付することで合意した。 |
| 執行委員会の機能 | 第 28 回 CCGP において、コーデックスの効率的な運営を検討する上で、「2014-2019 年コーデックス戦略計画の戦略目標 4 に基づき、コーデックスの運営システムや活動をレビューするための包括的かつ明確なプロセスを構築すること」および「FAO/WHO 主導の下、2002 年のコーデックス評価の勧告及び関連する提案の実行状況のレビューを検討すること」を第 69 回執行委員会 (CCEXEC) へ提案することで合意した。今次総会では、CCEXEC の報告書を踏まえて検討を行うもの。 | 執行委員会の勧告に基づき、2002 年および 2005 年に行ったコーデックス評価のレビューを行うことが、執行委員会の有効性を議論する際の良き出発点であることを確認した上で、2015 年の CCGP にて議論するための討議文書を、FAO/WHO の協力のもと、事務局が作成することで合意した。 |

<糖類部会 (CCS) >

| 事項 | 概要 | 議論の結果 |
|----------------------|--|--|
| 分蜜せずに脱水したさとうきび汁の規格原案 | 第 34 回総会でコロンビアより提案された「分蜜せずに脱水したさとうきび汁」(日本名は「黒糖、黒砂糖」) | 提案のとおり、規格の検討機関を 1 年延長することが承認された。なお、進捗は次回の執行委員会のク |

| | | |
|--|--|-------------------------|
| | の規格原案について、来年まで検討期間を延長することを求めており、CCEXEC の報告書を踏まえて検討を行うもの。 | リティカルレビューにおいて示されることとした。 |
|--|--|-------------------------|

| 事項 | 概要 | 議論の結果 |
|-----------------|--|--|
| プロセスチーズに関する新規作業 | 前回総会において、プロセスチーズの規格策定に関する作業文書を作成するための電子作業部会を設立することで合意し、当該作業部会での検討結果を踏まえて、今後の方向性について議論するもの。 | 電子作業部会での議論結果を踏まえ、休会中であった乳・乳製品部会（CCMMP）を再開し、プロセスチーズの規格策定に関する物理的作業部会を設立することが承認された（議長：ニュージーランド、共同議長：ウルグアイ）。 |

議題 10. コーデックス委員会の戦略計画

| 事項 | 概要 | 議論の結果 |
|--------------------------------|--|-------------------------------|
| コーデックス戦略計画（2014-2019）の一般的な実施状況 | 2014-2019 年のコーデックス戦略計画の実施状況のモニタリングのために必要となるデータ収集の方法や一部指標の明確化などについて、第 69 回執行委員会の検討結果とともに議論するもの。 | 現在までの実施状況と、執行委員会での検討結果が報告された。 |

議題 1 1. 財政及び予算に関する事項

| 事項 | 概要 | 議論の結果 |
|---------------------|---|---|
| <p>財政及び予算に関する事項</p> | <p>コーデックス財政及び予算に関して、2012-2013 期支出状況及び 2014-2015 期予算を報告するもの。</p> | <p>事務局より、2012-2013 期支出状況及び 2014-2015 期予算が報告された。</p> <p>また、FAO/WHO からの科学的助言に関する収支および予算も報告され、規格策定に必要不可欠な助言であり、メンバー国に更なる経済支援を求める発言があった。</p> <p>なお、科学的助言に関する予算を確保するため、以下のオプションについて議論が行われた。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 科学的助言に関する予算をコーデックス全体の予算へ統合する 2. 非政府組織を対象とした、新しい基金を設立する 3. 科学的助言のための基金を設立し、メンバー国の輸出額に応じて寄付金を集める <p>議論の結果、FAO/WHO にて修正を行った上で、上記のオプションについて次回総会で再度議論することとなった。</p> |

議題 1 2. FAO 及び WHO から提起された事項

| 事項 | 概要 | 議論の結果 |
|--|--|---|
| <p>コーデックスへの参加促進のための FAO/WHO 合同計画及び信託基金</p> | <p>コーデックス規格策定に参画する意志を有する発展途上国に対し、その参加を支援するために信託基金を通じ旅費を支援する計画及び信託基金の状況について報告するもの。</p> | <p>発展途上国のコーデックス参加を支援する計画および信託基金の状況について報告され、メンバー国に対し、継続的な支援を要請する発言がなされた。</p> |
| <p>FAO 及び WHO から提起されたその他の事項</p> | <p>1) 最近の FAO/WHO 専門家会議の成果 前回の総会以降に提供された FAO 及び WHO からの科学的アドバイスの概要及びそれに関連する出版物についての報告するもの。</p> <p>2) FAO/WHO への科学的助言の要請状況 2014 年 5 月の時点におけるコーデックスからの科学的助言の要請について、要請内容、要請元、依頼先、実施計画、予算、目的が優先順位とともに列挙されている。</p> <p>3) FAO 及び WHO が実施したキャパシティービルディング活動 FAO 及び WHO が行った活動について、地域別にまとめられている。</p> | <p>前回の総会以降に提供された FAO 及び WHO からの科学的アドバイスの概要及びそれに関連する出版物についての報告がなされた。</p> <p>2014 年 5 月の時点におけるコーデックスからの科学的助言の要請について、報告がなされた。</p> <p>FAO 及び WHO が行った活動について、支援内容・対象国等別に報告がなされた。</p> |

議題 1 3. コーデックス委員会と他の国際機関との関係

| 事項 | 概要 | 議論の結果 |
|-------------------------------|---|---|
| <p>コーデックス委員会とその他の国際機関との関係</p> | <p>WTO、IAEA、OIE 等の国際政府機関及び ISO 等の国際非政府機関から、コーデックスの活動に関する取組について報告するもの。</p> | <p>関係政府間組織（OIV、OIE、WTO、STDF、IAEA）及び非政府間組織（UNEP、ISO）の関連活動について報告された。</p> <p>IAEA からの報告を受け、我が国からは食品中の放射性物質の現状について情報提供を行った。</p> |

議題 1 4. 議長及び副議長の選出

| 事項 | 概要 | 議論の結果 |
|-------------------------------|--|--|
| <p>次期コーデックス委員会の議長及び副議長の選出</p> | <p>コーデックス委員会の議長及び副議長について、手続きマニュアルでは 2 回まで再選可能とされており、現在の議長及び副議長は 3 期目であることから、新たな議長および副議長を選出する選挙を行うもの。</p> <p>議長選挙にはスイスおよびカナダが、副議長選挙には我が国を始めとして、ブラジル、マリおよびエジプトが立候補を表明。</p> <p>議長選挙は総会開催期間中の 7 月 15 日、副議長選挙は 7 月 16 日に実施。</p> | <p>・議長及び副議長</p> <p>議長及び副議長について、選挙の結果以下のとおり改選された。</p> <p>議長：Ms Awilo Ochieng Pernet（スイス）</p> <p>副議長：Ms Yayoi Tsujiyama（日本）</p> <p>Mr Guilherme Antonio da Costa Jr. （ブラジル）</p> <p>Mr Mahamadou Sako（マリ）</p> <p>また、議題 9 「手続きマニュアルの規則 V. 第 1 項のためのコーデックス総会議長及び副議長の役割」の採択に伴い、副議長に当選した我が国はアジア地域の調</p> |

| | | |
|--|--|---|
| | | <p>整国を辞任する旨発言し、アジア地域部会から推薦されたタイが、来年の総会が終了するまで地域調整国を務めることが承認された。</p> <p>これに伴い、本年 11 月に東京で開催される予定のアジア地域部会は、我が国とタイの共同開催となった。</p> |
|--|--|---|

議題 15. コーデックス部会と特別部会の議長を指名する国の指定

| 事項 | 概要 | 議論の結果 |
|------------------------------|---|--|
| <p>コーデックス部会及び特別部会の議長国の指名</p> | <p>各部会・特別部会について、それぞれの議長を指名する権限を有する国を確認すると共に、必要に応じて特別部会の解散を検討するもの。</p> | <p>休会中であった乳・乳製品部会（CCMMP）が再開されることが確認された（議長：ニュージーランド）。</p> <p>その他部会については、現在の議長国に変更がないことが確認された。</p> <p>また、CCFFP の議長国であるノルウェーから、現在の議題の検討が終了し、新規作業の提案がなされなければ、2015 年 10 月に予定されている第 35 回の部会を延期する可能性があることが示された。</p> |

議題 16. その他の作業

オブザーバーである UNICEF から、栄養失調児の管理のためにすぐに使用できる補助食品等を提供しているが、国際的な基準が存在しないため、基準策定を検討するよう要請があった。複数の国から、更なる情報収集が必要としつつも、これらの食品に関する基準の必要性を支持する発言がなされ、WHO もこの提案を支持した。しかし、これらの食品の子供に対する効果を検証する情報が不十分であり、WHO が現在行っている調査の結果を踏まえて検討すべきとの見解が示された。なお、対象とする食品の範囲については並行して検

討すべきとされ、FAO/WHO と UNICEF が共同で討議文書を作成し、次回の CCNFSU において議論されることとなった。

また、エジプトより以下の提案があった。

- ・副議長の定数のうち、1つを発展途上国の地域調整国へ割り当てることとする。
- ・消費者の健康を保護するというコーデックスの目的への適合性を確保するため、食品安全基準を策定する際に投票を禁止するよう、手続きマニュアルの投票手続きを改正する。

本件については、CCGP にて議論される予定の「コーデックスの作業管理」と合わせて議論されることとなった。

**FAO/WHO 合同食品規格計画
第 27 回加工果実・野菜部会 (CCPFV)**

日時：2014 年 9 月 8 日（月）～ 9 月 12 日（金）

場所：フィラデルフィア（米国）

議題

| | |
|-------|----------------------------------|
| 1 | 議題の採択 |
| 2 | コーデックス総会及びその他の部会・特別部会からの付託事項 |
| 3(a) | 果実缶詰のコーデックス規格改訂案（ステップ 7） |
| 3(b) | 果実缶詰のコーデックス規格改訂案の付属書原案（ステップ 4） |
| 4(a) | 急速冷凍野菜のコーデックス規格改訂案（ステップ 7） |
| 4(b) | 急速冷凍野菜のコーデックス規格改訂案の付属書原案（ステップ 4） |
| 5 | 朝鮮人参製品のコーデックス規格原案（ステップ 4） |
| 6 | 果実缶詰及び急速冷凍野菜の分析法 |
| 7 | 加工果実・野菜のコーデックス規格の食品添加物条項 |
| 8 | 果実及び野菜漬物の充填剤 |
| 9 | 乾燥製品の規格化に関する討議文書 |
| 10 | 加工果実・野菜のコーデックス規格の改訂に関する作業の状況 |
| 11(a) | 乾燥チリ、乾燥ニンニク及び乾燥生姜に関する討議文書 |
| 12 | その他の事項及び今後の作業 |
| 13 | 次回会合の日程及び開催地 |
| 12 | 報告書の採択 |

FAO/WHO 合同食品規格計画
第 27 回加工果実・野菜部会 (CCPFV) 概要

1. 日時及び場所

日時：2014 年 9 月 8 日（月）～9 月 12 日（金）

場所：米国（フィラデルフィア）

2. 参加国及び国際機関

31 加盟国、1 加盟機関 (EU) 及び 3 国際機関

3. 我が国からの出席者

| | | |
|---------------------|---------|--------|
| 農林水産省消費・安全局消費・安全政策課 | 国際基準専門官 | 坂下 誠 |
| 農林水産省消費・安全局消費・安全政策課 | 係長 | 木村 日都美 |

4. 概要

議題 1：議題の採択

部会は仮議題を今次会合の議題として採択することに合意した。

なお、議長から、今次会合前に予定していた電子作業部会が開催できなかった「議題 3：果実缶詰のコーデックス規格改訂案」に加えて「議題 5：朝鮮人参製品のコーデックス規格原案」について会期内作業部会 (In-session Working Group) を設置すること、「議題 9：乾燥製品の規格化」は「議題 10：加工果実・野菜のコーデックス規格の改訂に関する作業の状況」との関連性を考慮し、議題 10 の中で扱うことが提案され、採択された。

議題 2：コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項

コーデックス事務局より、前回部会開催以降、総会や他部会から付託された事項について報告があった。また、第 37 回総会で採択された戦略計画 2014-2019 の実施状況について検証作業が行われた。さらに、今回部会で検討する必要のあった食品添加物部会 (CCFA) 及びスパイス・料理用ハーブ部会 (CCSCH) からの付託事項については以下のとおり合意した。

(1) CCFA からの付託事項

第 45 回食品添加物部会 (2013 年) において、「クリの缶詰及びクリピューレの缶詰の規格 (CODEX STAN 145-1985)」における硫酸アルミニウムカリウム (INS 522) の添加物条項を廃止することが提案されており、当該事項については議題 7 で検討。

(2) CCSCH からの付託事項

CCSCH において新規作業として提案された粉末パプリカが CCPFV の作業対象となるかという点については、議題 11(a) で議論。

議題 3(a)：果実缶詰のコーデックス規格改訂案 (ステップ 7)

議題 3(b)：果実缶詰のコーデックス規格改訂案の付属書原案 (ステップ 4)

(経緯)

今次部会では、果実缶詰の規格改定案（一般条項部分）及びマンゴー缶詰の付属書案（ステップ7）、電子作業部会で検討された西洋梨缶詰、パイナップル缶詰の付属書原案（ステップ4）及びマンゴー缶詰に使用する着色料のリストについて検討される予定であった。

（結果）

規格改訂案（一般条項部分）及びマンゴー缶詰の付属書案は前回部会で概ね議論されているため、規格改訂案（一般条項部分）については微修正のみ行われた。マンゴー缶詰の付属書案は前回部会で議論されなかった部分について議論された。マンゴー缶詰に使用する着色料のリストについては、食品添加物に関する一般規格(GSFA)を参照する方法とCCPFVが使用が正当と認めた食品添加物のリストを利用する方法のどちらが適当であるかについて意見が分かれたが、結果として後者で合意された。

今次部会で、全ての議論が終わったため、果実缶詰の規格改訂原案（一般条項部分）及びマンゴー缶詰の付属書原案をステップ8で第38回総会に最終採択を諮ることに合意した。

西洋梨缶詰の付属書原案については、2001年に既に西洋梨規格の改訂作業が行われているため、今回の改正作業は果実缶詰の規格に残される条項の特定化（風味や組成の項目は削除する等）及びの更新作業（最小固形量等）を行った。部会は、西洋梨缶詰の付属書原案をステップ5/8で総会で最終採択を諮ることに合意した。

パイナップル缶詰の付属書原案について、将来的な“芯付き”パイナップル缶詰市場を見込んで、“芯付き”パイナップルとともに“芯付き”パイナップルを対象範囲に含めることに合意した。そして、①“芯無し”パイナップルの追加は付属書で関連する項目（形状や許容される不良品の項目）の修正が必要であること、②最小正味重量の条項は缶詰パイナップルの貿易に用いられる梱包サイズに合わせて形式を調整する必要があること、③食品添加物に関して、食品添加物に関する一般規格（GSFA）を参照する方法をとるべきか否か、2つの機能分類（形質保持剤及び甘味料）の追加について更に検討する必要があることが指摘された。部会はこれらの事項を検討するために、EUを議長とする会期内作業部会を設置し、検討を行った。

しかし、会期内作業部会で検討された事項について、今次部会では十分に議論できなかったため、ステップ3に差し戻して、電子作業部会を設置（議長：タイ、共同議長：EU）し、引き続き検討していくことで合意した。

議題4(a)：急速冷凍野菜のコーデックス規格改訂案（ステップ7）

議題4(b)：急速冷凍野菜のコーデックス規格改訂案の付属書原案（ステップ4）

議題6：果実缶詰及び急速冷凍野菜の分析法

（経緯）

今次部会では、第36回総会（2013年）において採択された急速冷凍野菜規格改訂案（一般条項部分）（ステップ7）及び、電子作業部会で検討された11の付属書原案（ステップ4）及び分析・サンプリング法について検討される予定であった。

（結果）

本会合の前日に急速冷凍野菜に関する物理的作業部会（議長：アメリカ）が開催され、規格改訂案（一般条項部分）及び付属書（ネギ、ニンジン、穂軸付きトウモロコシ、全粒

トウモロコシ、急速冷凍フライドポテト)の対象範囲、形状、許容される不良製品の項目等について検討された。

本会合では物理的作業部会で検討された規格改訂案(一般条項部分)及び付属書をもとに検討が行われた。結果として、食品添加物条項等再検討が必要な条項が残った急速冷凍フライドポテトの付属書や今次部会で検討されなかった他の急速冷凍野菜の付属書、さらに米国が提案した急速冷凍野菜の分析法を検討するため、ステップを2/3に差し戻し、電子作業部会を設置(議長:米国、共同議長:フランス)することに合意した。

部会は急速冷凍野菜規格改訂原案(一般条項部分)はステップ8で、ネギ、ニンジン、穂軸付きトウモロコシ及び全粒トウモロコシの付属書はステップ5/8で第38回総会に最終採択を諮ることに合意した。

議題5: 朝鮮人参製品のコーデックス規格原案(ステップ4)

(経緯)

前回部会(2012年)において、既存の朝鮮人参製品のコーデックス地域規格を世界的な規格へ変更することについて、多数の国が賛成し、第36回総会(2013年)で新規作業として採択することに合意した。

今次部会では電子作業部会(議長:韓国、共同議長:カナダ)の検討結果及びコーデックス事務局の意見を踏まえ、当該規格原案について検討をすることになっていた。

(結果)

主に対象範囲、表示条項、分析法条項について検討が行われた。そのうち、対象範囲については、タイをはじめとするいくつかの国では朝鮮人参が食品としてでなく、医薬品として規制されていることから、現存の地域規格の対象範囲(医薬品用を除外)を維持するか否かについて焦点が当てられた。結果として、当該規格原案は対象範囲を「食品又は食品成分として用いられる朝鮮人参製品に適用され、医療目的で用いられる製品に適用されない」とし、さらに「いくつかの国では朝鮮人参は医薬品とみなされている」と示す脚注も挿入することで合意した。

結果として部会は、規格原案をステップ5/8で第38回総会に最終採択を諮ることに合意した。

議題7: 加工果実・野菜のコーデックス規格の食品添加物条項

(経緯)

現在部会で策定している規格案における添加物条項の検討及び既に規格化されたもののうち、改訂が必要な個別食品規格の添加物条項の見直し作業を行っているもの。今次部会では、果実及び野菜漬物、たけのこ缶詰、マッシュルーム缶詰の添加物条項について検討されることとなっていた。

(結果)

○「果実及び野菜漬物の規格(CODEX STAN 260-2007)」

果実及び野菜漬物の添加物条項について、GSFAを参照する方法(GSFAの果実及び野菜漬物の食品分類で使用が認められている食品添加物のうち、果実及び野菜漬物の規格で認められている食品添加物の機能を有するものの使用を認める方法)とCCPFVで使用が正当と認められた食品添加物のリストを維持する方法で加盟国間で意見が分かれた。GSFAの参照

を支持するメンバー国からは、①規格でカバーされる製品の性質上、部会が、食品添加物のリストを作成・維持することが困難である、②4年以上の時間を費やしており今回の部会で結論を出す必要がある等のコメントが出された。

一方、食品添加物のリストの維持を支持した EU メンバーとその加盟国からは、①GSFA の食品分類と個別食品規格が的一对で対応している場合に限り、GSFA の参照は可能であるが、果実・野菜漬物の規格でカバーされる食品は GSFA の複数の食品分類に含まれることから該当せず、食品添加物の機能分類をもとに GSFA を参照してしまうと、部会が使用の技術的正当性を認めていない多くの食品添加物の使用を許可することになるなど発言があった。

我が国では硫酸アルミニウムアンモニウムを野菜漬物の色調安定剤として使用しており、その使用実態を果実・野菜漬物の規格に反映させるため、我が国は、果実・野菜漬物の規格の食品添加物のリストに色調安定剤として硫酸アルミニウムアンモニウムを追加するよう提案した。

最終的に、この議題に多くの時間が費やされていることを考慮し、個別の果実・野菜漬物が該当する GSFA で認められている機能に限定し、GSFA を参照する方法で部会は合意した。しかし、EU は部会の決定に合意しつつも、上述の懸念から GSFA を参照することに留保を表明した。

また、硫酸アルミニウムアンモニウムを色調安定剤として追加する日本の提案及び後述の「クリの缶詰及びクリピューレの缶詰の規格」で規定されていない安定剤を特定するための更なる作業の必要性から、部会はコーデックス事務局に回付文書の作成を要求し、さらに情報やコメントを照会することに合意した。

○「たけのこ缶詰の規格 (CODEX STAN 241-2003)」

たけのこ缶詰の食品添加物条項については、GSFA の食品分類 04.2.2.4 で規定されている酒石酸塩（酒石酸として測定）を用いることで部会は合意した。

○「マッシュルーム缶詰の規格 (CODEX STAN 297-2009)」

マッシュルーム缶詰の風味増強剤 (flavour enhancers) について GSFA を参照すること及び着色料のリストを GSFA の食品分類 04.2.2.4 に規定されているあらゆるカラメル色素に拡大することで部会は合意した。

○「クリの缶詰及びクリピューレの缶詰の規格 (CODEX STAN 145-1985)」

議題 2 で言及された CCFA からの付託事項である「クリ及びクリピューレの缶詰の規格」における硫酸アルミニウムカリウム (INS 522) の添加物条項を廃止することが提案されていることについて、部会は CCFA の提案どおり廃止することで合意した。

部会は、「たけのこ缶詰の規格」、「マッシュルーム缶詰の規格」及び「クリの缶詰及びクリピューレの缶詰の規格」に関する決定を CCFA に情報提供することで合意し、また、これらの修正規格案及び「果実及び野菜漬物の規格」の修正規格案を第 38 回総会の採択に諮ることで合意した。

議題 8：果実及び野菜漬物の充填剤

(経緯)

第 25 回部会 (2010 年) において、果実漬物の充填剤条項は「果実缶詰の充填剤のためのガイドライン (CAC/GL 51-2003)」に適合していることを確認した。

一方、野菜漬物の充填剤条項は「果実及び野菜漬物の規格 (CODEX STAN 260-2007)」の中で策定すべきか、または既存の「野菜缶詰の規格 (CODEX STAN 297-2009)」の充填剤条項を野菜漬物の充填剤条項として適用することで十分かについて、今後検討していくこととなった。

第 26 回部会 (2012 年) では、十分な検討時間がなかったため、今次部会において引き続き検討を行うことで合意した。

今次部会では、これまでのメンバー国の意見等をもとに、①「野菜缶詰の規格 (CODEX STAN 297-2009)」の充填剤条項 (作業文書 CL 2014/18-PFV 中の付属文書 I の案)、又は②「野菜缶詰の規格 (CODEX STAN 297-2009)」の充填剤条項と「果実及び野菜漬物の規格 (CODEX STAN 260-2007)」の任意成分の条項を組み合わせた条項 (作業文書 CL 2014/18-PFV 中の付属文書 II の案) のどちらを野菜漬物の充填剤条項とするかについて検討することになっていた。

(結果)

任意成分 (糖類、スパイス、酢、オイル等) は製品自体及び充填剤のどちらにも加えられ得るため、部会は、製品自体及び充填剤のそれぞれの項目に分けて記載することが適切とした。結果として、作業文書 CL 2014/18-PFV 中の付属文書 II で示された案を採用し、また、充填剤に追加されていなかった任意成分としてさらに穀物、乾燥果実、ナッツ類及び豆類について修正した。

部会は今次部会で支持された充填剤条項を第 38 回総会の採択に諮ることで合意した。

議題 9：乾燥製品の規格化に関する討議文書

(経緯)

前回部会において、ブラジルは乾燥製品の規格化への対処方法について、既存の個別乾燥品目規格を統合した包括的な規格の策定の可能性を含めた討議文書を準備することとなっていた。

今次部会では、ブラジルから提案された討議文書をもとに乾燥製品の規格化に関する作業について検討が行われることとなっていた。

(結果)

ブラジルからは、修正の必要性を決定するために乾燥製品に関する既存の個別コーデックス規格の評価を行う必要があること、国際貿易で流通している主要な乾燥製品の特定などが報告された。

また、乾燥製品の包括的な規格化に懸念を示すメンバー国からは、①本部会の作業が関係機関の作業と重複するのではなく、補完すべきものであること、②本部会は急速冷凍果実、缶詰等国際貿易に関連する他の製品の作業に焦点を当てるべき等といったコメントが出された。

結果として、部会は、既存の乾燥製品の規格で修正が必要かもしれない条項について検証するとともに、今回の討議文書の結論を再評価 (reassess) するため電子作業部会を設置 (議長国：ブラジル) することで合意した。

議題 10：加工果実・野菜のコーデックス規格の改訂に関する作業の状況

(経緯)

加工果実・野菜のコーデックス規格の改訂に関する作業状況の更新に関する報告と既存の規格の再評価に関する将来的な作業と新規規格の作業の計画について検討することになっていた。

(結果)

作業途中の 17 のコーデック規格 (①果実缶詰 (ベリー類、フルーツカクテル、熱帯フルーツサラダ) ②急速冷凍果実 (ベリー類、桃)、③加工果実・野菜 (きゅうり漬物、クリ及びクリピューレ缶詰、マンゴーチャツネなど)、④乾燥製品 (アプリコット、デーツ、ピスタチオナッツ、レーズンなど)) に関して、時間の制約上、部会は、個別食品規格に横断的に適用される条項部分 (衛生、汚染物質、食品添加物等) を次回部会で検討するため、コーデックス事務局が編集上の修正を行うことに合意した。

また、部会は、回付文書によって、これらの修正部分及び手続きマニュアルにある個別食品部会に適応される「作業の優先順位付けに関する規準」に基づいた作業の優先順位付けについてコメントを照会することに合意した。

議題 11(a)：乾燥チリ、乾燥ニンニク及び乾燥生姜に関する討議文書

(経緯)

インドから提案された討議文書をもとに、乾燥チリ、乾燥ニンニク及び乾燥生姜について、CCPFV 又は CCSCH のどちらの部会で検討するのがより適当か討議することになっていた。

(結果)

議題 2 の CCSCH からの付託事項である粉末パプリカが CCPFV の作業対象となるかという点についても併せて検討され、乾燥製品は様々な加工形態 (全粒、粉碎等) をとり得るがその製品の本質 (その製品がスパイスであるか否か) には影響は与えないこと、また、両部会の作業量、作業計画、作業優先順位、専門性を考慮してどちらの部会で検討すべきかを最終的に決定すべき等の意見が出された。我が国は、CCSCH の専門性を考慮して、加工形態に関係なく目的・用途に応じて検討する部会を決めるべきであり、当該食品は CCSCH で検討すべきである旨発言した。

結果として、部会は粉末パプリカ、乾燥チリ、乾燥ニンニク及び乾燥生姜は CCPFV よりも CCSCH で新規作業として検討されうること合意した。

議題 12：その他の事項及び今後の作業

その他の事項及び今後の作業については提案されなかった。

議題 13：次回会合の日程及び開催地

次回会合は暫定的に約 2 年後に開催することとなった。具体的な日程は議長国の米国とコーデックス事務局との間で相談の上決定されることとなった。また、次回会合の直前に物理的作業部会を開催する可能性についても言及された。

**FAO/WHO 合同食品規格計画
第 21 回食品輸出入検査・認証制度部会 (CCFICS)**

日時：2014 年 10 月 13 日（月）～10 月 17 日（金）

場所：ブリスベン（豪州）

仮議題

| | |
|----|---|
| 1 | 議題の採択 |
| 2 | コーデックス総会及びその他の部会・特別部会からの付託事項 |
| 3 | CCFICS の作業に係る FAO、WHO 及び他の国際政府機関の活動に関する報告 |
| 4 | 食品輸出国を対象とした質問票の作成及び管理のための原則及びガイドラインに関する討議文書 |
| 5 | 国内の食品管理システムの規制面での実施状況のモニタリングに関する原則及びガイドラインに関する討議文書 |
| 6 | 食品安全の緊急事態における情報交換に関する原則及びガイドライン (CAC/GL19-1995) の改訂に関する討議文書 |
| 7 | 輸入食品の不合格品に関する政府間での情報交換のためのガイドライン (CAC/GL 25-1997) の改訂に関する討議文書 |
| 8 | その他の事項及び今後の作業 |
| 9 | 次回会合の日程及び開催地 |
| 10 | 報告書の採択 |

第 21 回食品輸出入検査・認証制度部会（CCFICS）の主な検討議題

日時：2014 年 10 月 13 日（月）～10 月 17 日（金）

場所：ブリスベン（豪州）

主要議題の検討内容

仮議題 4 食品輸出国を対象とした質問票の作成及び管理のための原則及びガイドラインに関する討議文書

（経緯）

食品輸出国及び輸出施設は、輸入国の規制当局から、検査システム、家畜衛生等の評価に関して様々な質問事項を受け取り、それが貿易上の障壁となっているとの問題意識から、輸出国等への質問事項に関する標準的な文書の構築を提案するもの（提案国：コスタリカ）。

前回第20回会合（2013）において、総会に諮る新規作業としては承認されなかったが、作業範囲を明確化した上で議論するためにコスタリカを議長とする電子的作業部会が設置され、日本もこれに参加した。また、コスタリカとベルギーで二回のワークショップが開催された。

今次会合の新規作業案では、範囲は、個別食品または食品群を初めて輸入開始する前に、輸出国の食品安全管理システムまたはその一部を評価する質問票の作成及び管理に関する原則及びガイドラインを作成しようとするものである。また、質問票の適用は、実際に質問票が必要な特定の食品に限定し、一般化したりすべての食品をカバーするものではないとされている。

（対処方針）

我が国が、輸出国に要求する主な質問票としては、①牛肉のBSE関連、②食肉検査システムの同等性評価、③食品事故等があった際の事故原因等の情報提供依頼、などである（ただし③は今回の範囲外）。これらの質問事項は、食品の種類、相手国の食品管理システムに関する情報量等により適宜追加されうるべき事項であるため、“原則及びガイドライン”を踏まえ、その都度、輸入国である我が国が特定の食品について質問事項を整理した質問票を作成することになる。その過程で、“原則及びガイドライン”がどの程度、消費者の保護と食品の公正な国際貿易を確保する上で有益なのか、慎重に判断する必要があると考える。

質問票の作成にあたっては全ての質問事項を網羅すると質問の数が膨大となり、実質的には不可能となると考えられる。逆に、簡易なものとして一般的な質問票をまとめる場合は汎用性に乏しく、結果的に追加の質問がなされる可能性が高いと考えられ、結局は輸出国に二度手間になる。

我が国としては、必要な情報を得るための質問に支障をきたすことにならないよう、“原則及びガイドライン”に十分なフレキシビリティを持たせる必要があるとの立場で対処したい。

仮議題 5 国内の食品管理システムの規制面での実施状況のモニタリングに関する原則及びガイドラインに関する討議文書

(経緯)

「国内の食品管理システムに係る原則及びガイドライン (CAC/GL 82-2013)」を補完するため、各国の規制当局がシステムの規制面での実施状況を評価するに当たって活用できる指標や適切な措置についての原則及びガイドラインを作成しようとするもの(提案国：米国)。

前回第20回会合において、我が国より、アジア地域調整部会 (CCASIA) の統一的な見解として「国内の食品管理システムに係る原則及びガイドライン (CAC/GL 82-2013)」が作られたばかりであり、ガイドライン実施経験を待たずして新規作業を開始するには時期尚早である旨主張し、アジア及び中南米諸国を中心に多くの参加国の支持を得るとともに総会への提案は見送られた。一方、FAO及び一部の参加国からは、FAOにおいて既に評価ツール作業に着手していることから、これも考慮すべきとの意見が出され、また、ガイドラインの継続的な見直しと改善を実現させるには、モニタリング指標が必要かつ有用との意見も一部参加国から示された。

このことから、(i)前回会合における議論を考慮に入れプロジェクト文書を改訂すること、(ii)今次会合での検討のため、提案する国内の食品管理システムの規制面での実施状況のモニタリングに関する原則及びガイドライン案の概要を準備するため、米国を議長とする電子的作業部会が設置され、日本もこれに参加した。またコスタリカとベルギーでワークショップが二回開催された。その議論を通じ、国際的なガイダンスなしに既に幾つかの国で食品管理システムをモニタリング及び評価するメカニズムを開発しているが、かなり違いがあることが分かった。

(対処方針)

我が国としては、「国内の食品管理システムに係る原則及びガイドライン (CAC/GL 82-2013)」が策定されてからまだあまり時間が経過していないとともに、FAOにおいても評価ツールを策定していることから、これらの既存のツールで更に不足があるのかどうか、もう少し時間をかけて見極める必要があり、新規作業としては時期尚早との立場で対処したい。

仮議題 6 食品安全の緊急事態における情報交換に関する原則及びガイドライン (CAC/GL19-1995) の改訂に関する討議文書

(経緯)

前々回第 19 回会合 (2011) での国際酪農連盟 (IDF) の提案から始まった討議であり、前回第 20 回会合で、緊急事態の対応はリスク管理であり、かつ当部会の付託事項であること及び当部会が食品中の個別ハザードのリスク管理措置そのものを扱うべきではないことを確認した上で、それらは変更しないことに合意した。また、INFOSAN (国際食品安全当局ネットワーク) などの国際的な仕組みを反映し、関係者の役割を明確化する提案については、我が国を含む多くの参加国が支持の立場を表明した。しかし、既存文書との重複の回避、関係機関との連携、情報技術活用などについて、時間の関係上十分な議論ができなかった。そこで、米国を議長とする、(i) プロジェクト文書を改訂し、(ii) 「食品安全の緊急事態における情報交換に関する原則及びガイドライン (CAC/GL19-1995)」の改訂提案の概要を用意する電子的作業部会が設置され、日本もこれに参加した。電子的作業部会から提案された主たる改訂点は下記の通りである。

Section 2: スコープに食品安全の緊急事態に関与する種々の機関の役割及び食品安全の緊急事態を管理する過程 (通報の準備を含む) を追加する。
このスコープの変更に伴い、関連するセクションは要変更。

Section 7: 食品安全の緊急事態を管理する過程

- 現在のセクションに次の事項を加える: a) 情報交換のための公式なコンタクトポイントの指名、b) すべての影響を受けているとわかっている国及び影響を受けている可能性のある国へ連絡すること、c) 交換すべき情報及び d) 情報の流れ。
- 適切であれば、“FAO/WHO 食品安全緊急事態の間にリスクアナリシスの原則と手順を適用するガイド”に含まれている情報を加える。
- 電子的作業部会コメントでの示唆に基づき、食品安全緊急事態の適切な通報のための準備のコンセプト及びガイダンスを追加するか検討する

Section 9: 情報交換のためのその他の検討事項（本セクションのガイダンスは本文書の他のセクションに移動する可能性あり）。

- 電子的作業部会コメントでの示唆に基づき、ガイダンスを食品安全緊急プランまで広げるか検討する。

（対処方針）

改訂作業については支持しつつ、既存の文書との重複を避けるとともに、関係機関との連携、情報活用など、我が国への影響に留意しつつ対処したい。

仮議題 7 輸入食品の不合格品に関する政府間での情報交換のためのガイドライン（CAC/GL 25-1997）の改訂に関する討議文書

（経緯）

標記ガイドライン（CAC/GL25-1997）における動物用飼料の記述を、食品安全に関係する場合に限定する等の提案である（提案国：米国）。

（対処方針）

現在の修正案については支持する方向で対処したい。

仮議題 8 その他の事項及び今後の作業

(a) 食品輸出入検査・認証制度部会の今後の課題と方向性に関する討議文書

（経緯）

前回第 20 回会合において、コーデックス 50 周年に関連したサイドイベントとして、今後の取り組みやコーデックスの課題等について議論が行われ、参加国から、今後は食品管理システムの将来的な方向性を見据え、中長期的かつ戦略的な視点での活動が求められるとの発言や、途上国からは、途上国が参加する意義及び今後も参加を継続することが重要とする発言がなされた。本討議文書は米国が電子的作業部会を立ち上げ、とりまとめをおこなったもの。

（対処方針）

文書中の「結論及び勧告」において、既存のガイダンスの改訂の必要性や新たな領域のガイダンスの必要性等について記載があるものの、具体的な作業等については特段言及されていないことから、各国の意見を聴取し、議論の内容に留意しつつ対処したい。

FAO/WHO 合同食品規格計画 第 42 回食品表示部会

日時：2014年10月21日（火）～10月24日（金）

場所：ローマ（イタリア）

仮議題

| | |
|------|--|
| 1 | 議題の採択 |
| 2 | コーデックス総会及びその他の部会・特別部会からの付託事項 |
| 3 | コーデックス規格案における表示事項の検討 |
| 4 | 有機養殖漁業（有機的に生産される食品の生産、加工、表示及び販売に係るガイドラインの改訂）（ステップ 3） |
| 5 | 日付表示（包装食品の表示に関するコーデックス一般規格の改訂） |
| 6 | 卸売用食品の包装の表示に関する討議文書 |
| 7 | 食品のインターネット販売に関する問題についての討議文書 |
| 8(a) | その他の事項及び今後の作業 「ハラール」の使用に関する一般ガイドラインの改訂の提案 |
| 9 | 次回会合の日程及び開催地 |
| 10 | 報告書の採択 |

第 42 回食品表示部会（CCFL）の主な検討議題

日時：2014年 10 月 21 日（火）～10 月 24 日（金）

場所：ローマ（イタリア）

主要議題の検討内容

仮議題 3. コーデックス規格案における表示事項の検討

魚類・水産製品部会（CCFFP）で検討されたホタテ製品の規格原案、生鮮果実・野菜部会（CCFFV）で検討されたパッションフルーツ、ドリアン、オクラの規格原案、アジア地域調整部会（CCASIA）で検討された非発酵大豆製品の地域規格原案等、各部会で検討された規格原案について説明される予定。適宜対応したい。

仮議題 4. 有機養殖漁業（有機的に生産される食品の生産、加工、表示及び販売に係るガイドラインの改訂）

（経緯）

既存の有機食品ガイドラインに養殖業の項目を追加する作業が行われている。前回部会では、電子作業部会（議長：EU）で検討されたドラフトに基づいて議論された。その結果、種苗（水産物の養殖などに用いられる稚魚や稚貝などのこと）生産におけるホルモンや天然種苗の使用の可否、有機養殖に使用可能な飼料等、多くの事項について引き続き議論が必要であるとされたことから、ステップ3に差し戻し、次回会合で引き続き議論していくこととなった。

（対処方針）

種苗生産におけるホルモンや天然種苗の使用については、これらの方法を用いる以外に適切な方法がない場合など、一定の条件の下でホルモンや天然種苗の使用が認められるべきとの立場で対応したい。飼料については、有機生産物の入手可能性等を含めた実行可能性を考慮しつつ、適宜対応したい。

その他の事項についても、養殖業の実態に即したガイドラインとなるよう適宜対応したい。

仮議題 5. 日付表示（包装食品の表示に関するコーデックス一般規格の改訂）

（経緯）

前々回部会では、太平洋諸国は食品を輸入に頼っていることから、包装食品の日付表示について懸念事項となっていることが、ニュージーランドより示された。太平洋諸国で販売されている包装食品のなかには、日付表示のない食品や不適切な日付表示の食品があること、また実際には冷凍で流通されているため、現行の日付表示は無意味化していること等が、最大の懸念であるとされた。そしてこれらが原因で、品質や安全性に関する問題が生じたり、不必要な食品廃棄を招いている可能性があることが指摘された。

前回部会において、ニュージーランドが現行ガイドラインに係る諸問題の概要をまとめ

た討議文書を提出し、討議の結果、日付表示の問題に取り組むために、包装食品の表示に関するコーデックス一般規格 (GSLPF) の見直しに関する新作業を総会に提案することで合意した。

その後、ニュージーランドを座長国、オーストラリアを副座長国とする電子作業部会により、GSLPF の改訂原案等が取りまとめられた。

(対処方針)

GSLPF の改訂原案のうち、2.用語の定義については、我が国の日付表示制度とも概ね整合性が取れていることから、これを支持することとしたい。4.7 日付表示及び保存方法のうち、4.7.1 (iv) の年月日表示の方法については、我が国の制度上、年の表記については必ずしも4桁で表示することとなっていないこと、月を文字及び記号で表記する慣習もないことを主張し、我が国の実態に即したものとなるよう対処したい。その他の4.7に係る改訂については、我が国の日付表示制度と齟齬はないと考えられることから、適宜対処したい。

その他の議論については、今後我が国の制度等に支障が生じないように注視しつつ、適宜対処したい。

仮議題 6. 卸売用食品の包装の表示に関する討議文書

(経緯)

前回部会時、インドから出された標記新規作業の提案に対し、賛同する国もあった一方で、輸出入認証に関連する既存文書でカバーされており、新規作業の必要性はないとする意見も複数あった。さらなる議論のために、既存のコーデックス文書と国際貿易との齟齬を明確にした討議文書をインドが準備することで合意した。

(対処方針)

本作業は輸出入時の負担軽減を主目的として提案されていると考えられるが、①輸出入時に求められる情報は、本来輸出入認証に関する文書により対応されるべきであること、②卸売用食品の表示については、個々の商品特性によって大きく異なると考えられること、③我が国においても輸入時に卸売用食品の包装について特段の要求を課していないこと等を踏まえると、新たに卸売用食品の包装の表示に関する一般規格を策定する必要性は低いと考えられる。また、規格の内容について議論が行われた場合には、我が国の制度等に支障が生じないように、適宜対処したい。

仮議題 7. 食品のインターネット販売に関する問題についての討議文書

(経緯)

前回部会時、アルジェリアより、食品の通信販売（インターネット販売等）に関する問題について討議文書を準備する旨表明があり、部会としてこれを了承した。

(対処方針)

資料未着であるが、今後我が国の制度等に支障が生じないように注視しつつ、適宜対処したい。

仮議題 8. その他の事項及び今後の作業

(a) 「ハラール」の使用に関する一般ガイドラインの改訂の提案

現行の「ハラール」の使用に関する一般ガイドライン（CAC/GL 24-1997）が、イスラム法が求めるハラールの必要事項を満たしたもののなっておらず各国への適切な手引きとなっていないことから、改訂作業を提案するもの。

本議題については、わが国の食品規格や表示制度に直接的には関連しないと思われるが、情報収集に努める等適宜対処したい。

FAO/WHO 合同食品規格計画 第 19 回アジア地域調整部会

日時：2014年11月3日（月）～11月7日（金）

場所：東京（日本）

仮議題

| | |
|------|---|
| 1 | 議題の採択 |
| 2 | コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項 |
| 3 | 地域に関する FAO/WHO の活動－地域の優先事項及び能力開発ニーズの特定 |
| 4 | 地域調整部会の再活性化－地域調整部会の役割及び基盤の強化の提案 |
| 5 | 各国の食品管理システム、食品規格策定への消費者の参画並びに各国及び地域レベルにおけるコーデックス規格の使用 |
| 6 | 非発酵大豆製品の地域規格案（新規作業採択：2005 年） |
| 7(a) | のり製品の地域規格原案（新規作業採択：2011 年） |
| 7(b) | 路上販売食品の衛生地域実施規範原案（新規作業採択：2013 年） |
| 8(a) | CCASIA 地域戦略計画 2009－2014 の実施状況 |
| 8(b) | CCASIA 地域戦略計画 2015－2020 案 |
| 9 | 食用ココロギ及びココロギ製品に関する討議文書 |
| 10 | 地域に関連する課題 |
| 11 | 地域調整国の指名 |
| 12 | その他の事項 |
| 13 | 次回会合の日程及び開催地 |
| 14 | 報告書の採択 |

第19回アジア地域調整部会（CCASIA）の主な検討議題

日時：2014年11月3日（月）～11月7日（金）

場所：東京（日本）

主要議題の検討内容

仮議題3. 地域に関するFAO/WHOの活動－地域の優先事項及び能力開発ニーズの特定

（経緯）

前回会合以降に実施された、能力開発及び科学的助言に関するFAO/WHOの活動及び2015年末に終了予定の現行のコーデックス信託基金の後継の検討状況について報告される予定である。

（対処方針）

一部資料未着であるが、情報収集に努め適宜対処したい。

仮議題4. 地域調整部会の再活性化－地域調整部会の役割及び基盤の強化の提案

（経緯）

本会合より初めて議論される議題であり、コーデックス事務局がFAO及びWHOと協力して作業文書を作成している。地域調整部会がコーデックス、FAO及びWHOの活動や食品安全の専門家のニーズに効率的に貢献し、限られたリソースや時間を有効活用するためにどのようにしたらよいか検討することが目的である。

（対処方針）

地域調整部会の議題構成、情報共有のためのオンラインプラットフォームの構築、地域の関心事項の特定方法、地域戦略の必要性に関する提案がなされており、コーデックス事務局、FAO及びWHOの考え及びアジアメンバー国の意向を聴取しつつ、適宜対処したい。

仮議題5. 各国の食品管理システム、食品規格策定への消費者の参画並びに各国及び地域レベルにおけるコーデックス規格の使用

（経緯）

各国における食品管理システムの制度及び体制、他国とのコミュニケーション、ネットワークの構築、コーデックス活動に対する関係者の参画やFAO/WHO専門家会議へのデータ提出状況、各国の食品に関する法律や規則の策定／改訂状況、その策定／改訂へのコーデックス文書の寄与度やリスクアナリシス原則の適用を促進するための活動などについての情報交換が行われる予定である。

（対処方針）

資料未着であるが、我が国における前回会合以降の取組みを中心に情報提供するとともに、部会で収集した情報は有効に活用されるべきとの立場で適宜対処したい。

仮議題 6. 非発酵大豆製品の地域規格案（ステップ 7）

（経緯）

前回会合では合意が得られなかった、①「圧縮豆腐」の分類及び②「調整／香味付けされた豆乳」の食品添加物条項については、討議文書を作成するための、中国を議長国とした電子作業部会を設立するとともに、今次会合直前に物理的作業部会を開催し議論を継続することとなった。

第 41 回食品表示部会（CCFL）（2013 年）において、8 章「表示」の条項について議論が行われ、特に 8.4 章の当該食品名の表示について、2.2 章の「soybean milk」を当該食品の表示に使用することについて焦点が当てられた。複数の参加国等から、乳製品ではない「豆乳（soybean milk）」に「乳（milk）」を使用することは、既存のコーデックス規格（General Standard on the Use of Dairy Terms（CODEX STAN 206-1999）、General Standard for Food Additives（CODEX STAN 192-1995））と一貫していないこと等から、反対であるとの意見が出された。

CCFL の議長からは、本件は CCASIA で議論し決定すべき本質的な問題であると提案され、我が国はその提案を支持した。

（対処方針）

対象となる製品の定義及び食品添加物等については、我が国の非発酵大豆製品の生産実態を反映した規格となるよう適宜対処したい。

表示の条項については、我が国の豆乳製品の流通や貿易に支障をきたすことのないよう適宜対処したい。

仮議題 7 (a). のり製品の地域規格原案（ステップ 4）

（経緯）

前回会合前に、日本、中国、韓国の間で非公式協議を行ったが、時間的制約から規格原案の合意に至らなかったため、前回会合において、規格原案を検討するために電子作業部会を設立することが提案された。我が国は、汚染物質に関する検討も重要であることを主張し、汚染物質の項目について、「食品及び飼料中の汚染物質及び自然毒に関する一般規格（GSCTFF）に準拠する」という一般的なパラグラフの引用で十分かどうか検討する必要がある旨発言した。議論の結果、①規格原案の検討及び②汚染物質について検討するための電子作業部会（議長国：韓国、共同議長国：日本）を設置することが合意された。今次会合では、電子作業部会によって用意された規格原案をもとに議論がされる予定である。

（対処方針）

我が国の海苔の生産実態等が規格原案に反映されるよう適宜対処したい。

仮議題 7 (b). 路上販売食品の衛生地域実施規範原案（ステップ 4）

（経緯）

前回会合において、インドが新規作業提案し、路上販売食品の重要性及び衛生実施規範の必要性について説明がなされた。部会は、実施規範の対象範囲を最も重要な問題である

衛生分野に集中することに合意し、プロジェクトドキュメントを修正した上で、第 36 回総会に新規作業として承認を求めることに合意し、総会において承認された。また、インドを議長国とした電子作業部会を設置することが合意された。

(対処方針)

電子作業部会に引き続き、本会合においても本実施規範が適切なものとなるよう適宜対処したい。

仮議題 8 (a). CCASIA 地域戦略計画 2009－2014 の実施状況

(経緯)

第 16 回会合 (2008 年 11 月) において策定されたアジア地域戦略計画の実施状況について議論される。

(対処方針)

地域戦略計画 2009－2014 の実施状況について、各国の状況を聴取しつつ、我が国の実施状況を情報提供する等、適宜対処したい。

仮議題 8 (b). 次期 CCASIA 地域戦略計画 2015－2020 案

(経緯)

前回会合において、本戦略計画の目標 (Goal)、戦略目的 (Objective) 等の一般的な事項を中心に議論され、大枠 (期間、計画案の構成) について合意が得られた。新たなコーデックス戦略計画や今次会合で出された意見を踏まえ、CCASIA 戦略計画を改訂するために、前地域調整国である我が国を議長国とする電子作業部会を設置するとともに、今次会合直前に物理的作業部会を開催することが合意された。

(対処方針)

我が国は電子作業部会の議長国として、各国からのコメントを踏まえた CCASIA 戦略計画改訂案を作成したところであり、今次会合で本地域戦略の完成に合意が得られるよう適宜対処したい。

仮議題 9. 食用コオロギ及びコオロギ製品に関する討議文書

(経緯)

前回会合において、提案国であるラオスは、データ収集に関して FAO の支援を要請するとともに、討議文書をさらに改定するために電子作業部会を設立することを提案し、合意されたが、当該電子作業部会は動いていない状況。

(対処方針)

提案国であるラオスに前回部会からのデータ収集等の進捗状況について確認しつつ、「作業の優先順位付けのための規準の適用に関するガイドライン」に照らし、規格化の必要性を裏付ける貿易データ等の提示を求めつつ、規格化の必要性について更に精査すべきとの立場で対処したい。

仮議題 10. 地域に関連する課題

(経緯)

本議題については、第 16 回会合から議論されており、コーデックスに関する各国の関心事項や各コーデックス部会の開催前に開催しているアジア地域調整会合への積極的な参加のために必要な活動について情報交換が行われる予定である。

(対処方針)

資料未着であるが、コーデックスの活動に関連する地域内の関心事項について、各国の意見を聴取しつつ、我が国の関心事項について情報提供する等、適宜対処したい。

仮議題 11. 地域調整国の指名

第 37 回総会（2014 年 7 月）に我が国は地域調整国を辞任し、現在、日本の残りの任期（2015 年 7 月まで）を暫定地域調整国であるタイが務めているところである。他のメンバー国の意向を尊重しつつ、適宜対処したい。

仮議題 12. その他の事項

適宜対処したい。

仮議題 13. 次回会合の日程及び開催地

適宜対処したい。

仮議題 14. 報告書の採択

本会合における我が国の発言等が報告書に適切に反映されるよう対処したい。